



茨城県報

第 1 9 7 5 号

平成20年 5 月 8 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

青少年に有害な興行の指定 (女性青少年課)	1
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 (2件) (障害福祉課)	2
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)	2
平成20年度地籍調査事業計画 (農村環境課)	3
道路の区域の決定 (道路維持課)	5
道路の供用の開始 (2件) (道路維持課)	5
兼用工作物の管理の方法に関する協議の内容 (道路維持課)	6
公 告	
漁船損害等補償法施行令に基づく発起届 (漁政課)	7
地籍調査の成果認証 (農村環境課)	8
開発行為の工事完了 (7件) (建築指導課)	9
(病 院 局)	
落札者等の公示.....	10

告 示

茨城県告示第683号

茨城県青少年のための環境整備条例 (昭和37年茨城県条例第60号) 第8条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成20年 5 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
2 6 0 3	映画	レズビアン独身寮 密室あり	新 日 本 映 像
2 6 0 4	映画	新日本映像ニュース レズビアン独身寮 密室あり	新 日 本 映 像
2 6 0 5	映画	人妻ひざ枕 奥までほじって	オーピー映画
2 6 0 6	映画	屋敷女	トルネード・フィルム
2 6 0 7	映画	イースタン・プロミス	日 活

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
2608	映画	暴力サークル	エスピーオー
2609	映画	Mr.ブルックス ～完璧なる殺人鬼～	プレシディオ
2610	映画	桃尻パラダイス いんらん夢昇天	オーピー映画
2611	映画	JOUNEN 定の愛	東映ビデオ
2612	映画	悶々不倫 教え子は四十路妻	オーピー映画
2613	映画	痴漢蚊帳の内 茄子と四十路後家	新日本映像
2614	映画	新日本映像ニュース 痴漢蚊帳の内 茄子と四十路後家	新日本映像

茨城県告示第684号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 5月 8日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	施設の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	障害者支援施設の サービスの種類
0810500165	はーとふる・ビレッジ	石岡市三村2595 - 1	社会福祉法人 陽山会	石岡市三村2595 - 1	平成20年 4月1日	生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 施設入所支援

茨城県告示第685号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 5月 8日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	施設の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	障害者支援施設の サービスの種類
0817100084	真壁授産学園	桜川市真壁町亀 熊1464 - 1	社会福祉法人 筑紫会	桜川市真壁町亀 熊1464 - 1	平成20年 4月1日	生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 施設入所支援

茨城県告示第686号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成20年 5月 8日

茨城県知事 橋 本 昌

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 谷田部 S C

つくば市上横場2380 - 22 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成20年 2月 4日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社スーパーカドヤ

(変更前) 代表取締役 岡 崎 正 光

(変更後) 代表取締役 大 高 善 興

(3) 届出年月日

平成19年12月20日

2 市町村の意見

特になし



茨城県告示第687号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき, 平成20年度地籍調査事業計画を次のように定めた。

平成20年 5月 8日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行う者の名称	調査地域 (計画区名)	調査期間
水戸市	元吉田町の一部 (元吉田 [- 9]) 鯉淵町の一部 (播田実) 小林町, 鯉淵町, 五平町の各一部 (中妻 [])	平成20年 5月 8日 ~ 平成21年 3月 31日
日立市	入四間町の一部 (入四間 []) 入四間町の一部 (入四間 []) 入四間町の一部, 中深茨町の一部, 東河内町の一部 (入四間 []) 小木津町一丁目の一部, 小木津町二丁目の全部, 小木津町三丁目の一部, 小木津町四・五丁目の各一部, 小木津町の一部, 日高町一・二・三丁目の各一部 (小木津 []) 折笠町・川尻町の各一部 (折笠) 砂沢町・川尻町の各一部 (砂沢 []) 砂沢町・小木津町の各一部 (砂沢 []) 小木津町・砂沢町の各一部 (小木津 [])	
土浦市	小松一丁目の一部 (小松 []) 小松三丁目の一部 (小松 [])	

古河市	前林の一部 (前林) 前林・上砂井・釈迦の各一部 (前林・上砂井・釈迦)
石岡市	貝地二丁目の全部, 貝地一丁目・茨城一丁目・田島一丁目の各一部 (貝地 [])) 田島一丁目の一部・田島二丁目の全部 (田島 []))
結城市	大字上山川 (上山川 [])) 大字上山川, 矢畑, 林の各一部 (上山川 []))
龍ヶ崎市	川原代町, 字姫宮・字中谷原, 馴馬町の各一部 (川原代 [])) 川原代町の一部 (川原代 []))
常総市	羽生町の全部 (大花羽 [])) 豊岡町の一部 (豊岡 []))
常陸太田市	山下町の一部 (山下 []))
高萩市	大字上手綱の一部 (上手綱 [])) 大字若栗・上手綱の各一部 (若栗 []))
北茨城市	磯原町磯原, 関南町神岡上の各一部 (神岡上 [])) 関南町神岡上, 神岡下の各一部 (神岡上 [])) 関南町神岡下, 関本下, 仁井田, 関本町関本中, 大津町北町の各一部 (神岡下)
取手市	井野台二丁目, 井野の各一部 (井野台 [])) 井野台一丁目, 井野一丁目の各一部 (井野台 []))
つくば市	西大橋, 西岡, 苅間, 原の各一部 (葛城 [])) 小野崎の一部 (小野崎 []))
ひたちなか市	大字馬渡の一部 (馬渡 [], []))
潮来市	島須の一部 (島須 [], 島須 []))
筑西市	西方の一部 (西方 [])) 伊佐山, 下川島, 小川, 女方の各一部 (川島 A 1) 伊佐山, 下川島の各一部 (川島 A 2)
坂東市	長谷, 桐木の各一部 (長谷 []・桐木 [])) 長谷の一部 (長谷 [], 長谷 []))
稲敷市	上須田の一部 (上須田) 羽生, 堀之内, 柏木, 古渡の各一部 (羽生)
神栖市	太田の一部 (宝山 [], []))
銚田市	二重作, 青山, 安塚の各一部 (二重作 []・青山 [])) 塔ヶ崎, 銚田の各一部 (塔ヶ崎 []・銚田 [])) 塔ヶ崎の一部 (塔ヶ崎 [])) 上釜, 沢尻の各一部 (上釜・沢尻 [])) 上釜, 沢尻, 荒地, 上太田の各一部 (上釜 []・沢尻 []))
つくばみらい市	小張の一部 (小張 [], [])) 高岡・善助新田の各一部 (高岡 []))

大洗町	神山町, 大貫町の各一部 (神山町 [], [])
大子町	大字高柴の一部 (高柴 []) 大字内大野の一部 (内大野 [], [])
五霞町	大字元栗橋, 原宿台の各一部 (元栗橋 []) 大字元栗橋の一部 (元栗橋 [])
境町	本船町, 下仲町, 坂花町, 新吉町, 山神町の各一部 (境 [-]) 旭町, 上町, 坂花町, 上仲間, 住吉町の各一部 (境 [-])

茨城県告示第688号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき, 道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は, 平成20年 5月 8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5月 8日

茨城県知事 橋 本 昌

整理番号	道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員	延長
504	県道	潮来土浦自転車道線	潮来市大字永山343番地先から 潮来市大字永山159番 1 地先まで	メートル 最大 10.4 最小 4.4	メートル 357

茨城県告示第689号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき, 道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は, 平成20年 5月 8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5月 8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 守谷流山線
- 2 供用開始の区間 守谷市大字本町3465番 2 地先から
守谷市大字乙子385番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 5月 8日

茨城県告示第690号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき, 道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は, 平成20年 5月 8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5月 8日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道 294号
- 2 供用開始の区間 守谷市大字小山字水垂385番 1 地先から

守谷市けやき台 1丁目17番 6地先まで

3 供用開始の期日 平成20年 5月 8日

茨城県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第 1項の規定に基づき、つくば市吾妻地内の兼用工作物の管理方法について次のとおりつくば市及び首都圏新都市鉄道株式会社と協議が成立した。

平成20年 5月 8日

茨城県知事 橋 本 昌

つくば市吾妻地内の兼用工作物の管理等に関する協定書

茨城県（以下「甲」という。）とつくば市（以下「乙」という。）と首都圏新都市鉄道株式会社（以下「丙」という。）とは、相互に効用を兼ねる県道土浦境線の地下横断通路、つくば駅前広場及びつくば駅の鉄道施設の管理について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、道路法（昭和27年法律第180号）第20条第 1項及び第55条第 1項の規定に基づき、兼用工作物の管理の方法及び管理に要する費用の負担に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において「兼用工作物」とは、甲がつくば市吾妻地内に県道土浦境線の一部として設置した地下横断通路（以下「地下横断通路」という。）、乙が同地内に設置したつくば駅前広場（以下「駅前広場」という。）及び丙が同地内に設置したつくば駅の鉄道施設（以下「鉄道施設」という。）の相互に効用を兼ねる別添図面の赤色の部分をいう。

（兼用工作物の管理）

第 3 条 地下横断通路の新設、改築、維持又は修繕（以下「新設等」という。）その他の管理については甲が、駅前広場の新設等その他の管理については乙が、鉄道施設の新設等その他の管理については丙が、それぞれ行うものとする。ただし、緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる兼用工作物の管理は、丙が行うものとする。この場合において、出入口の開閉時間は、つくばエクスプレスの運行時間を考慮し、甲乙丙協議して定めるものとする。

- (1) 地下横断通路の清掃
- (2) 出入口の開閉操作及び保守検査
- (3) 照明設備の維持管理及び保守検査
- (4) 昇降機の運転操作及び保守検査
- (5) 巡回、監視及び非常時における通報、避難誘導その他の初期対応

（協議等）

第 4 条 甲、乙及び丙は、それぞれ管理する兼用工作物の新設等（維持又は修繕にあっては、兼用工作物の管理上重要なものに限る。次項において同じ。）又は災害復旧（前条第 1項ただし書の規定による協議に係るものを除く。）を行う場合は、特に緊急やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめ協議するものとする。協議した事項を変更する場合も、同様とする。

2 甲、乙及び丙は、兼用工作物について前項の規定による協議に係る新設等又は災害復旧（前条第 1項ただし書きの規定による協議に係るものを含む。）を行った場合は、その結果を、それぞれ甲、乙及び丙に通知するものとする。特に緊急やむを得ない事情があつて協議することができなかった場合において兼用工作物の新設等又は災害復

旧を行ったときも、同様とする。

3 甲、乙及び丙は、それぞれ管理する兼用工作物の管理上必要があると認めるときは、甲、乙又は丙に対し、それぞれ管理する兼用工作物の管理に関し必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(地下横断通路の占用に係る占用料)

第5条 甲は、駅前広場及び鉄道施設に係る地下横断通路の占用については、茨城県道路占用料徴収条例(昭和33年茨城県条例第6号)第3条の規定に適合する限りにおいて、占用料の免除等を行うものとする。

(兼用工作物の管理に要する費用)

第6条 兼用工作物の管理に要する費用は、それぞれその管理を行う者の負担とする。ただし、次に掲げる費用の負担については、甲乙丙協議して定めるものとする。

- (1) 第3条第2項の規定による兼用工作物の管理に係る費用
- (2) 甲が地下横断通路について行う工事で乙又は丙の行為により必要を生じたものに係る費用
- (3) 乙が駅前広場について行う工事で甲又は丙の行為により必要を生じたものに係る費用
- (4) 丙が鉄道施設について行う工事で甲又は乙の行為により必要を生じたものに係る費用

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第8条 この協定は、平成20年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年3月28日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 橋本 昌

乙 茨城県つくば市谷田部4741
つくば市長 市原 健一

東京都台東区台東四丁目25番7号
丙 首都圏新都市鉄道株式会社
代表取締役 高橋 伸和

公 告

漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めため届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成20年5月8日

茨城県知事 橋本 昌

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申し出をす る漁業協同組合
行方市荒宿231 - 1 安部 栄 外2名	玉 造	玉造漁業協同組合

2 指定漁船調査縦覧

(1) 縦覧期間

平成20年 5月 8日から平成20年 5月22日まで

(2) 縦覧場所

加 入 区	縦 覧 場 所
玉 造	玉造漁業協同組合

~~~~~  
地籍調査の成果認証

つくば市，銚田市，日立市，神栖市，常陸太田市の下記地区における地籍調査の成果は，国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成20年 5月 8日

茨城県知事 橋 本 昌

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称                 | つくば市，銚田市，日立市，神栖市，常陸太田市                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 成 果 の 名 称                  | 地籍図及び地籍簿                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 調 査 を 行 っ た<br>地 域 及 び 期 間 | つくば市苅間，原，小野崎の各一部<br>平成18年 7月 3日から<br>平成18年10月31日まで<br>銚田市梶山，二重作，青山の各一部<br>平成18年 4月 3日から<br>平成20年 3月26日まで<br>日立市かみあい町1丁目・2丁目・3丁目の全部<br>平成18年 4月10日から<br>平成19年 2月28日まで<br>神栖市太田の一部<br>平成18年 5月15日から<br>平成19年 2月28日まで<br>常陸太田市木崎二の一部<br>平成18年12月12日から<br>平成19年 1月31日まで<br>日立市田尻町6丁目，相田町1丁目・2丁目の各全部，田尻町4丁目・5丁目・7丁目，相田町3丁目，日高町4丁目・5丁目の各一部 |



|           |                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|
|           | 平成18年 6月12日から<br>平成19年 3月 5日まで<br>日立市入四間町の一部<br>平成19年 7月19日から<br>平成20年 2月28日まで |
| 認 証 年 月 日 | 平成20年 5月 1日                                                                    |

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成20年 5月 8日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市飯田字東292番 1

2 事業主の住所及び氏名

水戸市渡里町2511番地の 4（シャトレロキシアン A棟101号）

海 野 貴 弘, 海 野 静 江

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市後台字大佛1550番 2, 1556番 5

2 事業主の住所及び氏名

那珂市菅谷4535番地13 一の関コーポ C棟202号室

蓮 田 秀 三

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市横堀字東才ノ内1365番 6

2 事業主の住所及び氏名

那珂市菅谷791番地 3 サンピア東 B棟103号室

鹿志村 勝 也

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字五助字長塚2432番 3

2 事業主の住所及び氏名

結城市みどり町二丁目 1番地 7 (D)

蓬 田 一 則, 蓬 田 和 子

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市真壁町白井字深町648番 1

2 事業主の住所及び氏名

桜川市真壁町白井556番地

小 林 勝 典

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字佐野字九郎兵衛748番2, 同番6

- 2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字佐野748番地2

大 塚 菜津美

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町字松ノ岡2159番93

- 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町979番地1 S Kハイツ302号

野 口 哲 也

(病 院 局)

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成20年 5月 8日

茨城県立友部病院長 土 井 永 史

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日

茨城県立友部病院医事業務一式 茨城県立友部病院 茨城県笠間市旭町654番地 平成20年3月13日 株式会社 日本医療事務センター 茨城支社 支社長 谷井正明 茨城県水戸市千波町1918番地 32,124,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) 一般競争入札 平成20年1月31日

茨城県立友部病院給食業務一式 茨城県立友部病院 茨城県笠間市旭町654番地 平成20年3月13日 株式会社 レバスト 代表取締役 西剛平 東京都中央区銀座7丁目13番8号 75,636,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) 一般競争入札 平成20年1月31日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)